

吹田市発注業務に関する電子請求サービスの導入について

【注意事項】

- ・ 本説明会は14:00開始となります。開始までしばらくお待ちください。
- ・ ご質問などは、説明会終了後のアンケートにご入力をお願いします。
- ・ 操作マニュアルの取得は、説明会終了後のアンケート回答後 又は吹田市ホームページよりダウンロードをお願いします。

01

開会の挨拶

<吹田市>

02

電子請求サービス・BtoBプラットフォーム請求書の概要

<株)インフォマート>

03

BtoBプラットフォーム請求書の操作について

<株)インフォマート>

事業者様各位

「電子請求サービス」概要について

本市では、令和7年4月から、発注業務に関する請求書について、(株)インフォマートの電子請求サービス「BtoBプラットフォーム請求書」を導入します。
概要をお示いたしますのでご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

吹田市 会計室

■電子請求書 取引概要

1 電子請求書取引の開始時期

- 令和7年4月1日から随時電子取引を開始します。

2 対象となる帳票

- 市に発行する請求書
(市各部署ごとに請求書発行)

3 対象となる利用所属

- 水道部を除くすべての室課。

4 取引を行うシステム

- 株式会社インフォマートが提供するサービス「BtoBプラットフォーム請求書」で取引を行います。
当サービスは、本市と事業者間で受渡しする請求書を電子化することで、請求書の受取・発行にかかる請求業務の事務負担軽減、コスト削減、ペーパーレス化等を実現する仕組みです。
適格請求書発行事業者は、適格請求書(インボイス)を交付・保存(10年間)することも可能です。

市より招待された事業者様の利用料金は無料です。
ただし、一部オプションサービス(拡張機能)をご利用の際は、別途費用が発生します。
※既に有料プランで利用中の事業者様は除く。



手順 1

- ①説明会アンケートフォームの御入力
<回答期限:1月31日(金)17:00>
- ②電子請求サービス操作マニュアルの取得

アンケートの御回答期限:1月31日(金)17:00。頂いた御質問については、1月24日(金)・1月31日(金)・2月5日(水)に市HPに公開予定です。

また、説明会終了後にアンケートに御回答頂きましたら、操作マニュアルをダウンロードする画面が表示されます。または、市HPよりダウンロードも可能です。

手順 2

【電子請求を希望される事業者の皆様】

- 電子請求書申込フォームの御入力
<回答期限:2月7日(金)17:00>

電子請求書申込フォームの御入力期限:2月7日(金)17:00

本フォームにお申し込み後、電子請求開始手続きに係る招待メールを市からお送りします。招待メールの送信は2月末頃を予定しています。
4月スタートに向けて登録作業を行うため、必ず期限内の御入力をお願いします。期限後の申込方法及びサービススタート時期は、3月以降に市HPでお知らせする予定です。

手順 3

- 市からの招待メール受信日
<送信日:令和7年2月末予定>

令和7年3月以降、招待メールが届かない場合は市までお問い合わせ下さい。
お問い合わせ先は、最後のページを御確認ください。

手順 4

- 市と繋がる電子請求書取引システムのログインと初期設定

市からの招待メールを受信しましたらプラットフォーム請求書の初期設定をお願いします。

<初期設定> ログインID・パスワード／会社情報／代表者職／代表者氏名などの貴社情報の設定 ※別紙操作マニュアルを御確認ください。

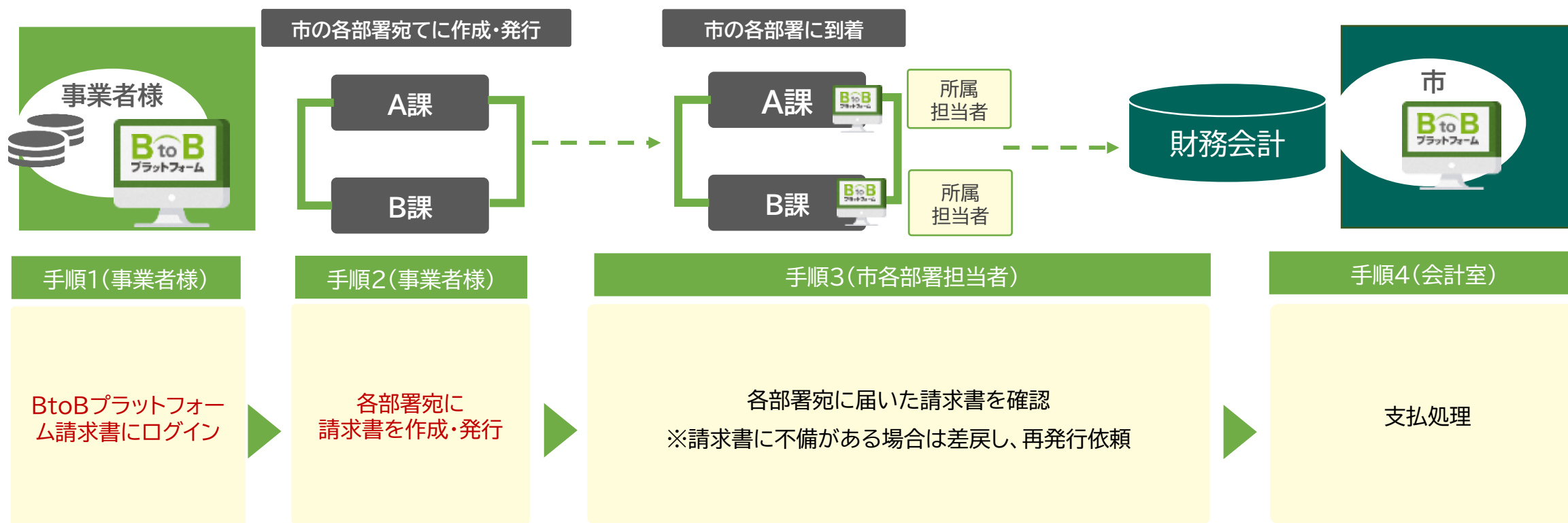
■ BtoBプラットフォーム請求書_取引全体図

1 電子請求書取引の流れ

令和7年4月1日から随時、発行する請求書より電子取引をおこないます。事業者様は、BtoBプラットフォーム請求書に必要情報を入力し、市の各部署宛に請求書の電子発行をお願いいたします。

なお、BtoBプラットフォームの招待メールについては、市から事業者の皆様へ送信します。

※事業者から市の各室課宛に招待メールを頂いた場合は、改めて市から事業者様に招待メールを送信します。ご了承下さい。



■ よくあるご質問

カテゴリ	質問	回答
制度・運用	●すべての事業者が対象となるのですか？	■各部署に請求書を提出している事業者様が対象となります。
	●市への請求書は、今後、本サービスによる電子請求書にしなければならないのですか？	■電子請求書を推奨しておりますので御協力の程宜しく申し上げます。 ただし、引き続き紙の請求書の御利用も可能です。
	●既に契約・発注済みの取引に関する請求書は対象ですか？	■年度に関わらず令和7年4月1日以降に発行する請求書が対象です。 令和7年4月1日から随時、事業者様の御都合に合わせて開始してください。
	●電子請求を始めるにあたって、どのような作業が必要ですか？	■市から事業者様にBtoBプラットフォーム請求書の招待メールを送付しますので、そちらからシステムにログインし、電子請求書の発行者情報等を入力する作業が必要です。
	●電子請求先に新たな部署を追加する場合は、どのような作業が必要ですか？	■追加する部署にその旨を御連絡ください。市から招待メールが届きますので、電子請求を始めるときと同様の作業が必要です。 例：A事業者は既にデジタル政策室に電子請求書を提出(発行)できる状態ではあるが、新たに総務室にも電子請求書を提出(発行)したい。 総務室と電子請求書を授受するための招待メールを市から送付します。
	●電子請求書の開始にあたり、不要(省略)となる書類はありますか？	■電子請求書システムの導入は、請求書の提出(発行)方法が変更となるものです。必要な書類等は従来のとおりで変更はありません。
	●請求書の日付はどのように記載されますか？	■BtoBプラットフォームで請求書を発行した日が表記されます。差戻しを受けて再発行した場合は、再発行した日が表記されます。

■ よくあるご質問

カテゴリ	質問	回答
制度・運用	●市へ提出(発行)した請求書は、市役所の全ての部署が閲覧・確認できますか？	■提出(発行)先部署のみが閲覧・確認可能です。提出(発行)先部署に誤りがないようにお願いします。
	●完了報告書などの添付資料は、郵送になりますか？	■BtoBプラットフォームで事業者様が請求書にファイル添付をすることが可能です。
	●今まで請求書とともに同封してきた明細や伝票などは今後も添付資料として必要ですか？	■BtoBプラットフォーム請求書では、請求書に明細情報を入力可能です。添付ではなくシステムへご入力をお願いします。
	●物品購入にかかる請求書についても電子請求が利用できますか？	■物品購入にかかる請求書についても電子請求を御利用いただけます。ただし、納品書兼物品出納票、物品確認書はBtoBプラットフォーム請求書では発行できませんので、これまでどおり郵送等で発行いただくことになります。
	●複数の業務の請求をまとめてデータ作成してもよいですか？	■請求のまとめ方については紙の請求書と変わりありません。基本的には業務単位での請求をお願いします。
	●請求を電子請求に切り替える場合、担当部署への事前連絡は必要ですか？	■新たに電子請求を行う場合、担当部署から招待メールを送付する必要があるため、事前に御連絡いただくようお願いします。
	●電子請求書には押印がありませんが、発行責任者と担当者の記載は必要ですか？	■電子請求書については、押印がない場合でも発行責任者と担当者の記載は不要です。

■ よくあるご質問

カテゴリ	質問	回答
制度・運用	●登録したBtoBプラットフォームのIDは吹田市専用のものになりますか？	■同アカウントで吹田市以外と取引する場合も利用するものとなります。
操作・機能	●本システム利用料などの費用は発生しますか？	■市から招待された事業者様の利用料金は無料です。 一部オプションサービス(拡張機能)をご利用の際は、別途費用が発生します。※既に有料プランで利用中の事業者は除く。 ■別途有料オプション 一括アップロードや販売管理システムとの連携による自動発行で処理する場合は、別途費用がかかります。 システム運営会社に問合せ下さい。 ・一括アップロードとは(10通／月まで無料) 貴社の販売管理システムから請求書データをCSV出力し、手動でアップロード作成する方法 ・自動発行とは 事業者の販売管理システムから請求書データを出力し、FTP／APIで自動発行する方法
	●提出(発行)先の請求書確認状況を知る方法がありますか？	■市側の請求書受領後の状況は、事業者様のBtoBプラットフォーム画面 発行済一覧よりステータス状況を確認することができます。

1 お問い合わせ

(1) 本件に関するお問い合わせ

担当部署	吹田市 会計室
TEL	06-6384-2502